

議 第 317 号

平成26年6月6日提出

植木町合併特例区規約の一部変更について

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第32条第1項の規定により植木町合併特例区規約の一部を次のように変更するため、議決を求める。

熊本市長 幸 山 政 史

植木町合併特例区規約の一部を変更する規約

植木町合併特例区規約の一部を次のように変更する。

第1条中「区域（）」の次に「境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除く。」を加える。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

（提出理由）

植木町合併特例区規約の一部を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。